

東広島市パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス一覧

令和5年4月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示	問い合わせ先
救急	救急搬送時の搬送証明書の発行	救急自動車による搬送に関する証明書の交付申請を本人の代わりにパートナーが申請できる。	要	消防局警防課 TEL:082-422-5648 FAX:082-422-7248 E-mail: hgh225648★city.higashihiroshima.lg.jp
障害者福祉	身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免	身体障害者等またはそのパートナーが所有する軽自動車等の軽自動車税（種別割）を、要件に該当する場合は、申請により減免する。 ※パートナーは身体障害者等の方の生計同一者に限る。 ※減免は身体障害者等一人につき車両1台まで。	要	財務部市民税課 TEL:082-420-0910 FAX:082-422-6810 E-mail: hgh200910★city.higashihiroshima.lg.jp
暮らし・その他	り災証明書の交付申請	り災証明書（火災により被害を受けた事実を証明するもの）の交付を、本人の代わりにパートナーが申請できる。	要	消防局予防課 TEL:082-422-6341 FAX:082-422-5597 E-mail: hgh226341★city.higashihiroshima.lg.jp
	市営住宅等の入居	宣誓者二人で市営住宅等に入居申込みができる。	要	都市部住宅課 TEL:082-420-0946 FAX:082-422-5010 E-mail: hgh200946★city.higashihiroshima.lg.jp
	犯罪被害者等見舞金の申請 (R5.4.1施行に向け、準備中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為によりパートナーが死亡した場合遺族見舞金の支給申請ができる。 ・ 犯罪行為によりパートナーが傷害を負った場合、傷害見舞金を本人から委任を受けて申請できる。 (ただし、当該犯罪被害による負傷又は疾病により本人が申請困難などやむを得ないと認められる場合に限り。)	要	生活環境部 人権男女共同参画課 TEL:082-420-0927 FAX:082-422-2040 E-mail: hgh200927★city.higashihiroshima.lg.jp

※ 制度ごとに所定の要件があります。

※ E-mailでのお問い合わせの際には★を@に変更して送信してください。